

電気通信大学インキュベーション施設管理運営細則

制定 平成23年1月18日

最終改正 令和6年7月1日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、西11号館に設置するインキュベーション施設（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本施設は、電気通信大学（以下「本学」という。）での研究開発成果等（以下「研究成果等」という。）を基にした本学教職員及び学生（本学の身分を失った者を含む。以下「教職員等」という。）のベンチャー企業設立の支援及び「電気通信大学ベンチャー認定に関する申合せ」により本学が認定した電気通信大学発ベンチャー（以下「電通大発ベンチャー」という。）の育成支援の場として活用することにより、大学の社会への貢献を果たすことを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において「研究開発成果等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学で開発したシーズ及び研究成果
- (2) 大学で習得した知識を活用したイノベーション（ソーシャルイノベーションを含む。）

(施設)

第4条 本施設に、ベンチャー育成支援ルーム、プレインキュベーションルーム、コワーキングルーム、サーバールーム及び会議室を置く。

- 2 本施設においては、ベンチャー企業設立支援及び育成支援のほか、学生のビジネスプラン検討、コンテスト等への挑戦及び学内他工房等との連携のための活動拠点「ベンチャー工房」事業を実施する。

(管理責任者及び副管理責任者)

第5条 本施設に、管理責任者及び副管理責任者を置き、管理責任者は産学官連携センター長、副管理責任者は産学官連携センターベンチャー支援部門長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、本施設の管理に関する業務を掌理し、副管理責任者は、管理責任者を補佐する。

(使用資格)

第6条 ベンチャー育成支援ルーム及びコワーキングルームの使用資格は、A及びBに区分し、それぞれ次のとおりとする。ただし、区分Bにあつては、事業実施や新規事業展開を図ろうとする電通大発ベンチャー企業（準備段階の企業を含む。以下同じ。）を対象とし、事業としての展開ではなく研究のみを目的とする場合は、対象としないものとする。

区分A 教職員等で、研究成果等を基にベンチャー企業設立等をしようとする者

区分B 電通大発ベンチャーとして認定を受けた企業

- 2 プレインキュベーションルームの使用資格は、教職員等のうち現に本学に在籍する者

(以下この項において「在籍者」という。)で研究成果等を基にベンチャー企業設立等をしようとする次の各号に掲げる条件に該当する個人及びグループとする。この場合において、グループには学外者の参加は認めるものの、代表者は在籍者であることを要するものとする。

- (1) 事業テーマ及び内容がイノベティブでベンチャー企業及びソーシャルベンチャー企業としての発展が期待されるものであること。
- (2) 事業計画及び申請者のねらいが、本施設、制度の趣旨に合致するものであること。
- (3) 管理責任者の支援及び指導を受け入れて、随時求めがあれば経営状況を報告すること。

3 サーバルームの使用資格は、使用資格区分Bにあつて、事業としての展開を目的とする者とする。

(使用期間)

第7条 ベンチャー育成支援ルームの使用期間は、1年以内とする。ただし、使用資格区分Bにあつては、審査により、原則として最長6年まで更新できるものとする。

2 プレインキュベーションルームの使用期間は、1年以内とする。ただし、申請により1年以内の更新を認めることができる。

3 コワーキングルーム及びサーバールームの使用期間は、1年以内とする。ただし、申請により1年以内の更新を認めることができるとし、その更新回数は制限しない。

(使用の申請)

第8条 ベンチャー育成支援ルーム、プレインキュベーションルーム、コワーキングルーム又はサーバールーム(以下「ベンチャー育成支援ルーム等」という。)の使用を希望する企業の代表者又は教職員等(グループで申請する場合にあつてはその代表者。以下同じ。)は、別に定める使用申請書を管理責任者に提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 管理責任者は、前条の申請があつたときには、産学官連携センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、使用の可否を決定する。

2 管理責任者は、申請者に対して、審査結果を速やかに通知するものとする。

(使用責任者)

第10条 許可を受けた企業の代表者又は教職員等(以下「使用責任者」という。)は、本施設の使用に関して、この細則及び別に定める使用条件を遵守するとともに、当該施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(使用目的又は使用形態の変更)

第11条 使用責任者は、使用目的又は使用形態を変更する場合は、管理責任者に申し出て、承認を受けなければならない。なお、変更に要する費用は、すべて使用責任者の負担とする。

(使用の取消等)

第12条 管理責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等を使用する者(以下「使用者」という。)が使用条件に違反したと認めるとき、次条に定める経費負担ができないと認めるとき、又は管理運営上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。

(経費の負担)

第13条 使用責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等の使用に係る使用料及び光熱水料等を負担しなければならない。

2 使用料、光熱水料等及びその徴収方法等については、別に定める。

(原状回復)

第14条 使用責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等の使用が終了したとき、又は第12条の規定により管理責任者が使用の許可を取り消したときは、原状回復をしなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用責任者は、使用者がその責に帰すべき理由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 使用責任者及び使用者は、本施設で知り得た営業上又は技術上の情報について秘密を保持しなければならない。

(実績報告書等)

第17条 使用責任者は、各年度の半期ごとに当該使用期間における事業実績（見込みを含む。）を、管理責任者に報告しなければならない。

(会議室)

第18条 会議室を使用できる者は、原則として本施設を利用する者とし、使用に係る経費は要しないものとする。

(事務)

第19条 本施設に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、本施設の使用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成24年3月27日細則第25号）

この細則は、平成24年3月27日から施行し、平成23年12月20日から適用する。

附 則（平成26年2月26日細則第17号）

この細則は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日細則第37号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日細則第17号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日細則第1号）
この細則は、令和6年7月1日から施行する。